年間収入申告書のご記入について

入所時の利用調整や保育料決定時に区民税情報が必要となります。日本に住民登録のない方、海外から転入した方、大使館職員の方、海外で収入があった方は年間収入申告書の提出をお願いいたします。収入又は医療費、社会保険料、生命保険料の支払いがある方は、金額を証明できる書類(以下「収入を証する書類等」という。)を添付してください。

※やむを得ない事由により、収入を証する書類等を添付できない場合は、裏面の下段部分に

下記の記入要領をよくお読みになり、収入を証する書類を基に裏面の<年間収入申告書>へ記入してください。

〈記入要領〉

「配偶者控除」

控除対象配偶者の要件を満たし、適用されているかどうかの有・無を丸で囲んでください。

「扶養親族」

配偶者以外で扶養している場合にその氏名・続柄・生年月日を入力してください。

「総収入金額」

手取りではありませんのでご注意ください。 通勤手当は対象になりません。

「医療費支払額」

あなたが、その年中に支払いをした医療費が、10万円(総所得金額等が200万未満の場合は総所得金額等の5%)を超える場合、記入してください。

「社会保険料支払額」

あなたが、その年中に支払いをした社会保険料(健康保険料、国民健康保険料、厚生年金保険料、国民年金保険料など)を記入してください。

「生命保険料支払額」

国内の生命保険会社との契約が対象です。あなたが、その年中に支払いをした保険料を記入してください。

平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料と、平成23年12月31日以前に締結した 保険契約等に係る保険料では、控除の取り扱いが違います。

旧・新生命保険支払額どちらに該当をするか、若しくは、双方に加入している場合等、支払額が不明な点は、保険会社から送付される生命保険料控除証明書を参照していただくか、加入している保険会社へお問い合わせの上、記入してください。

「その他」

不動産収入等、給与以外の収入がありましたら記入してください。寡婦控除、障害者控除などその他控除がありましたら記入ください。

※分離課税控除、配当控除、住宅取得控除、寄付金控除は、保育料算定には含みません。

≪事業の方≫

- 1、「総収入金額」欄には、必要経費及び諸控除を差引く前の、その年の総収入額を記入してください。いわゆる手取りではありません。
- 2、「必要経費」欄には、1の収入を得るために必要な経費、例えば商品材料の仕入れ代、電気代、

年間収入申告書

年 月 日

(宛先) 港区福祉事務所長

申告者	住所			
	氏名			
対象の子ども	氏名	年	—— 月	日

私の年間収入について下記のとおり申告します

		配偶	者控	除			ŧ	夫養	親族	氏名	(続析	が生	年月	目)	※配偶者	ば除っ	<		
前年(年中)	有	・無		続柄()	年	月	日生	続柄()	年	月	日生	続柄()	年	月	日生
前々年(年中)	有	・無		続柄()	年	月	日生	続柄()	年	月	日生	続柄()	年	月	日生

給与の場合									
項目	対象年	前年(年中)	前々年(年中)				
勤務分	生の名称								
期	間	月~	月	月~	月				
総収	入金額								
医療	費支払額								
社会保持	倹料支払額								
支生	旧一般								
支払額生命保険	新一般								
PK.	()							
その他	()								

※収入発生時の通貨単位で記入をお願いしま
す。
※収入を証する書類を基に、記載してください。

(

事業の場合									
項目	対象年	前年(年中)	前々年(年中)				
事業	の種類								
期	間	月~	月	月~	月				
(あ);	総収入金額								
(い)	必要経費								
(あ)-	(い)総所得金額								
医療費支払額									
社会保険料支払額									
生命保	<u>旧</u> 一般								
払険額	<u>新</u> 一般								
支	()								
その他	()								

収入又は医療費、社会保険料、生命保険料の支払いがある方は、金額を証明できる書類(以下「収入を証する書類等」という。)の添付が必要です。

《収入を証する書類等を添付できない場合はその理由を記入してください》